



秩父広域市町村圏組合水道局

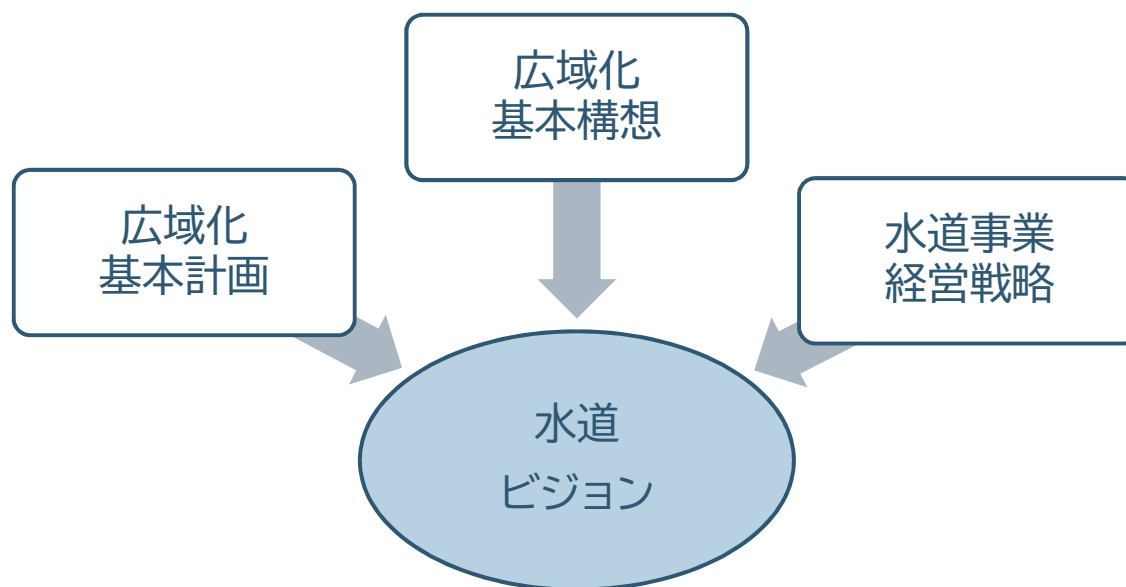
水道ビジョン（案）

～ ダイジェスト版 ～



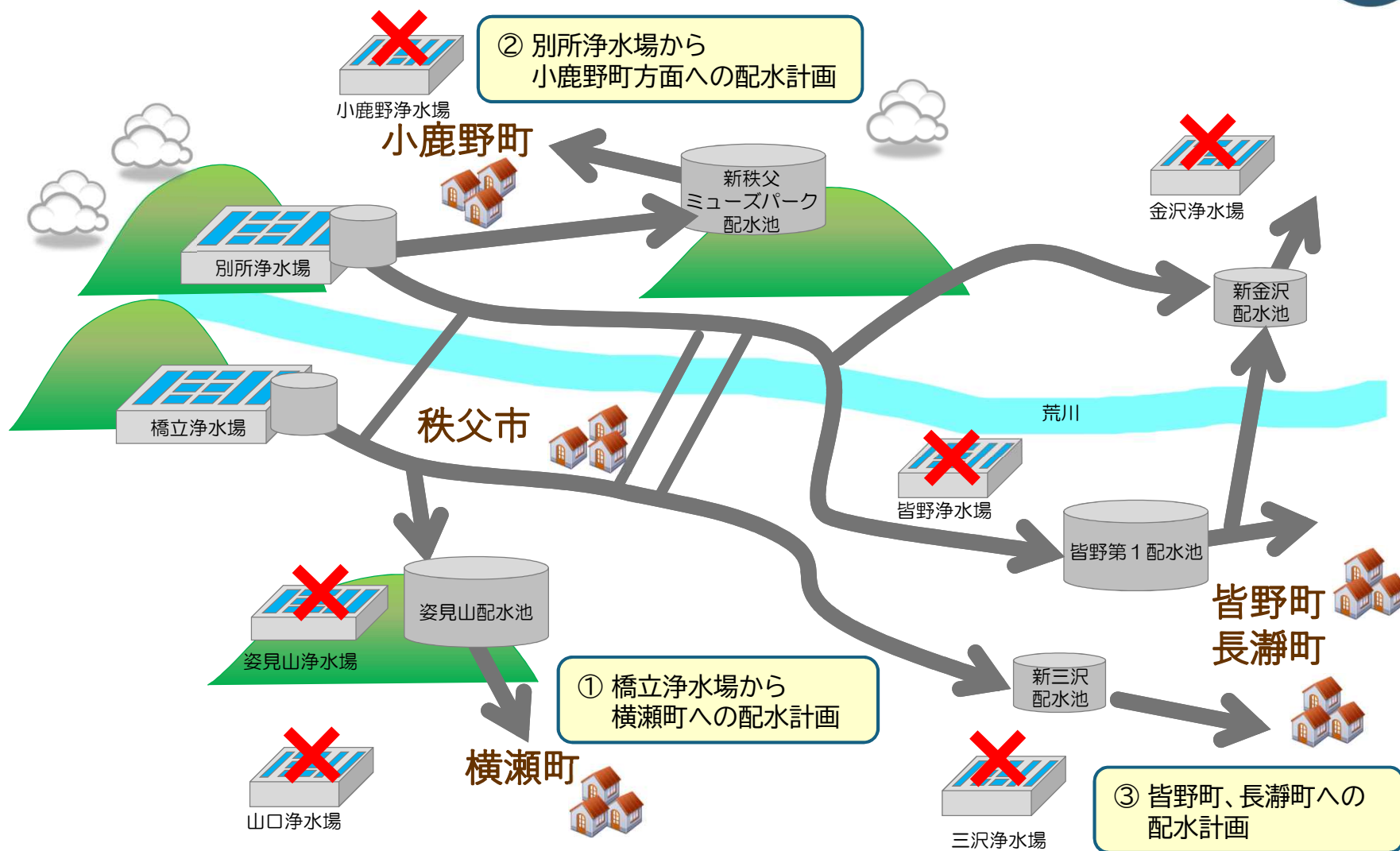
1. 基本事項

- ◆ 「広域化基本構想」「広域化基本計画」「水道事業経営戦略」の3つの計画をまとめて、「水道ビジョン」として策定
- ◆ 計画期間 10年間
令和8（2026）年度～令和17（2035）年度





2. 広域化計画の実施状況





3. 料金改定と料金統一

- ◆ 令和3年4月に水道料金を改定し、1市4町の料金表を秩父市に統一しました。
- ◆ 令和6年の水道事業経営審議会において「水道料金の改定について」を答申しました。

～秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会答申～

1. 料金算定方法と料金算定期間について

算定方法：総括原価方式

算定期間：令和8年度から令和12年度までの5年間

2. 料金改定率について

料金改定率：平均51%

3. 料金改定の時期について

改定時期：令和8年4月1日

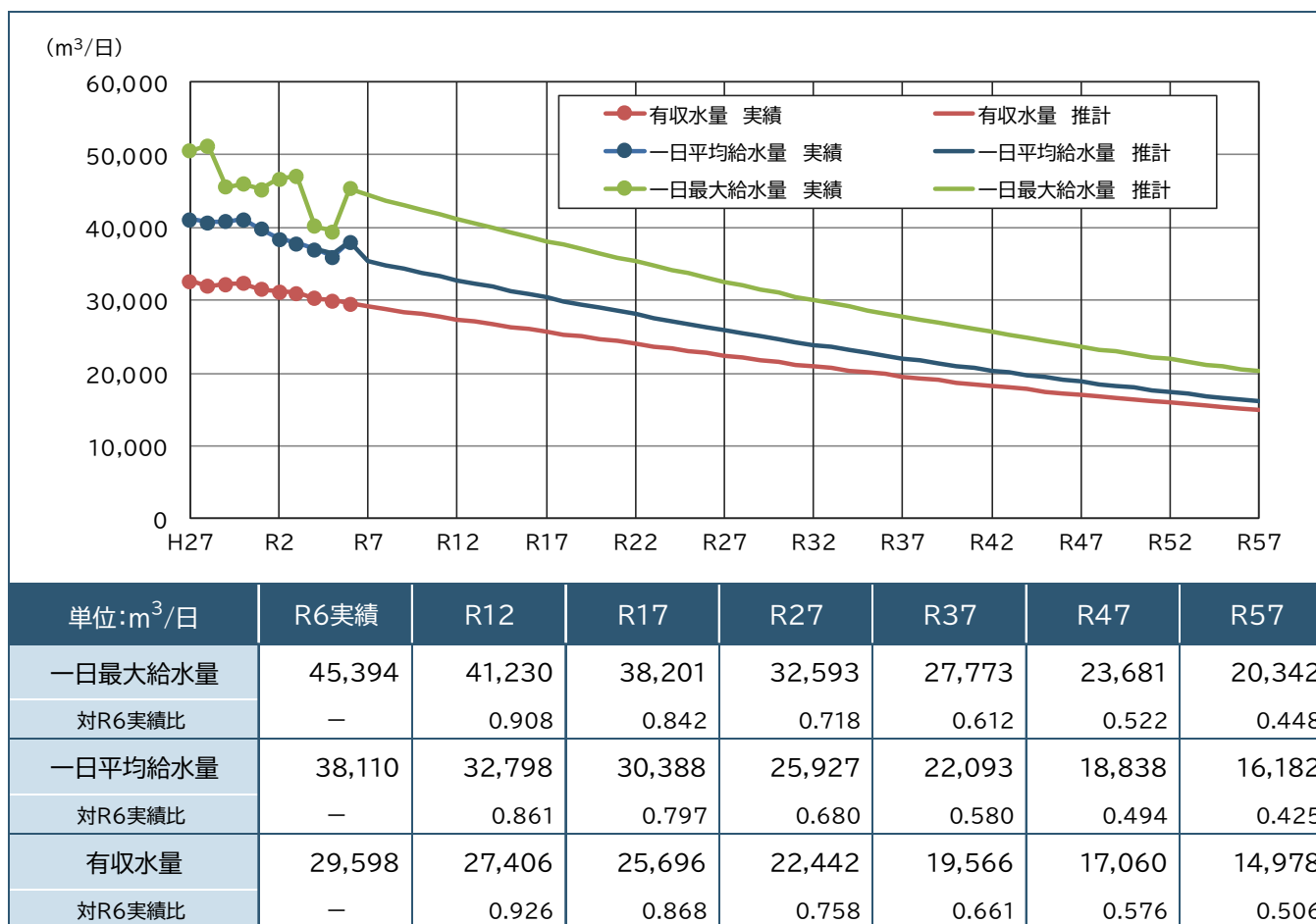
4. 料金体系について

基本料金の割合35%



4. 将来の事業環境 水需要

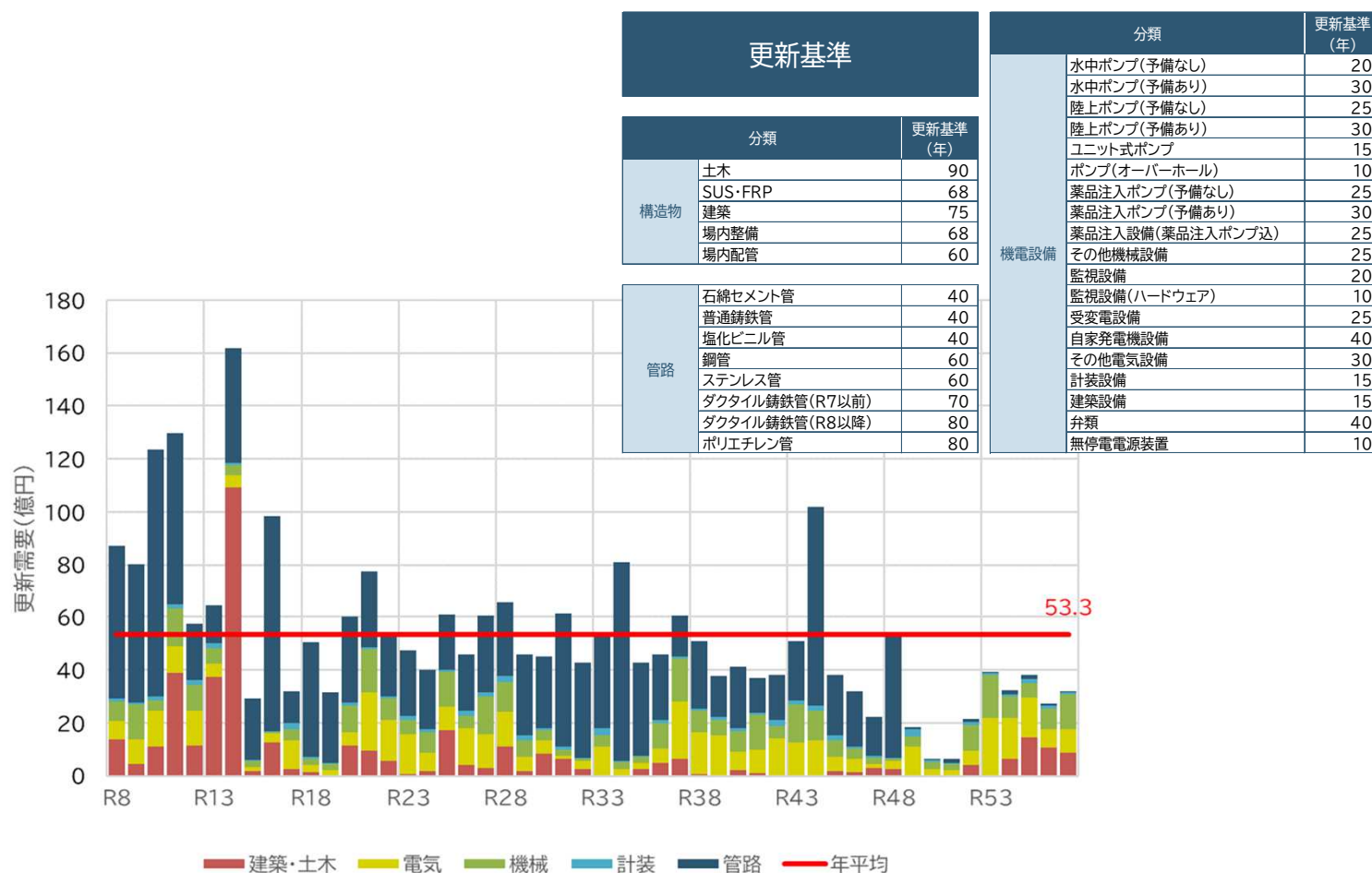
- ◆ 料金収入のもととなる有収水量は、50年後に半分に減少する。
- ◆ 現行料金では、50年後に半分の収益まで落ち込む。





5. 将来の事業環境 更新需要

- ◆ 更新基準による将来の更新需要は、年平均約53.3億円になる。
- ◆ 施設の統廃合による更新需要の抑制や更なる延命化を図る必要がある。



6. 今後の課題



従来の課題

施設の老朽化対策と耐震化
(広域化交付金の活用)

減少する水需要に対する
事業の効率化 (統廃合事業)

減少する水需要に対する
健全経営の維持 (料金改定)

新たな課題

高度化・複雑化する水質管理
PFASの水質基準追加

激甚化する自然災害に対する
リスクマネジメント

人口減少が著しい
山間地域における施設整備

7. 基本理念と基本方針



基本理念

将来にわたりあたり前に飲める秩父地域の水道

基本方針

安全

～いつでも安心して飲める水道水の供給～

- ・安心で安全な水道水の供給
- ・安定給水の堅持

強靱

～迅速で効果的な災害対応の整備～

- ・激甚化する自然災害へのリスク対応
- ・投資効果の高い耐震化整備

持続

～秩父地域に根差した水道サービス～

- ・事業の効率化と健全経営の維持
- ・事業運営に必要な経営資源の確保
- ・需要密度に応じた投資規模の適正化

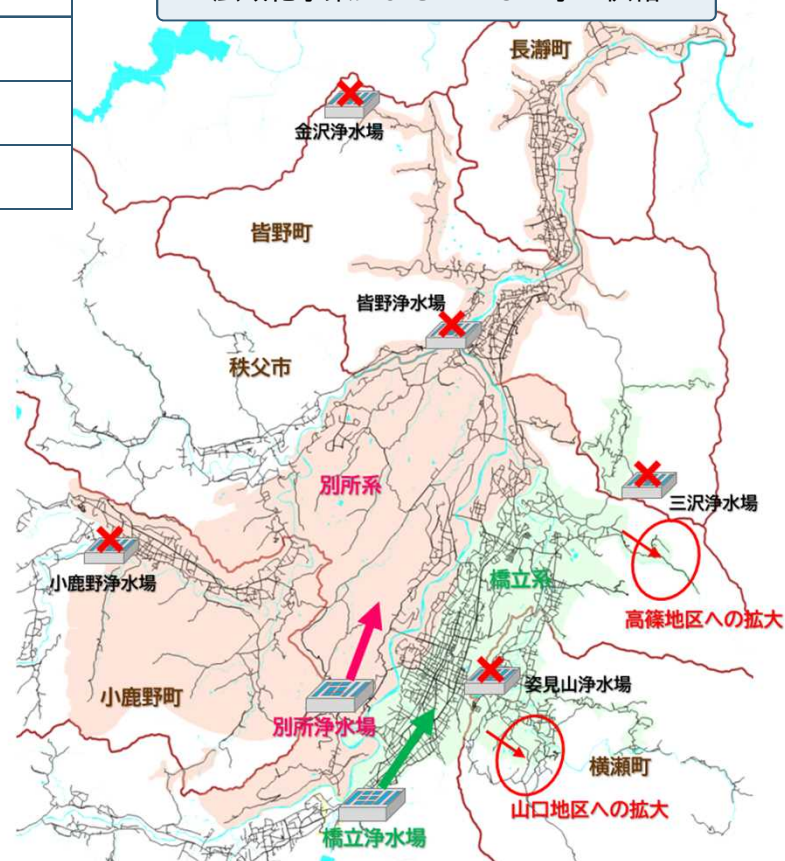


8. 実現方策 安全

基本方針	目標	実現方策
安全	～ いつでも安心して飲める水道水の供給 ～	
	安心で安全な水道水の供給	① 水質管理体制の強化
		② おいしい水の供給
	安定給水の堅持	③ 老朽化施設の更新
		④ 漏水調査の実施
		⑤ 施設・設備の点検体制の強化

広域化事業によるおいしい水の供給

水道施設台帳管理システムを活用した定期的な設備の点検による設備の長寿命化





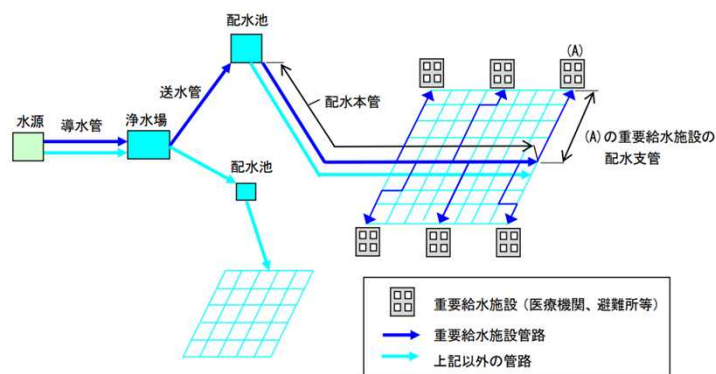
9. 実現方策 強靱

基本方針	目標	実現方策
強靱	～ 迅速で効果的な災害対応の整備 ～	
	激甚化する自然災害 へのリスク対応	⑥ 水道システムとしてのバックアップの確保
		⑦ 応急給水体制の充実
	投資効果の高い 耐震化整備	⑧ 重要給水施設管路の耐震化
		⑨ 上下水道一体化による管路耐震化の推進

別所浄水場と橋立浄水場のバックアップの整備

上下水道一体で管路耐震化を図る重要給水施設

分類	秩父市	横瀬町	小鹿野町	皆野町	長瀬町	合計
病院	5	0	0	2	0	7
避難所	13	12	0	6	4	35
合計	18	12	0	8	4	42





10. 実現方策 持続

基本方針	目標	実現方策
持続	～ 秩父地域に根差した水道サービス ～	
	事業の効率化と健全経営の維持	⑩ 管理体制の効率化 ⑪ 適正な料金水準の見直し ⑫ 官民連携による技術力の確保と育成 ⑬ 広域連携の推進
	事業運営に必要な経営資源の確保	⑭ 交付金の活用 ⑮ 構成市町と協力体制の維持
	需要密度に応じた投資規模の適正化	⑯ 効果的な施設の統廃合の推進 ⑰ 山間地域における新たな給水方式

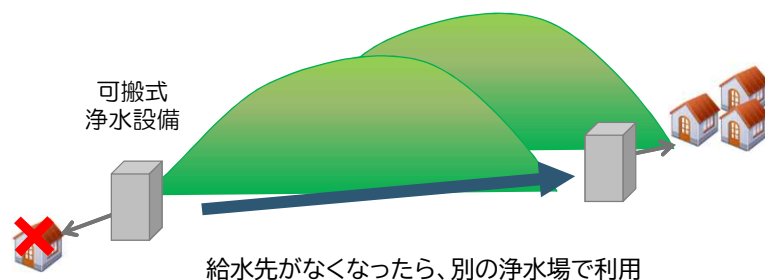
横瀬事務所、皆野・長瀬事務所、西秩父事務所を別所浄水場に統合

簡易DB方式の検討

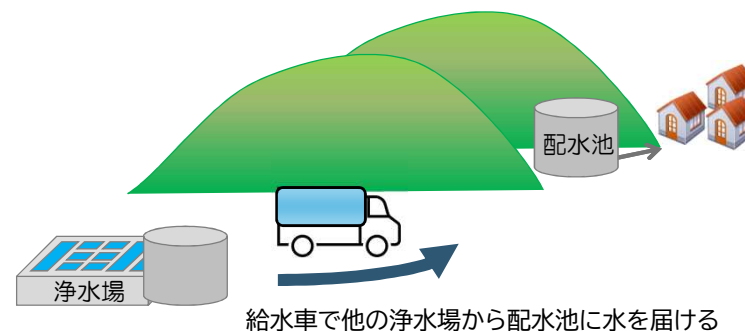
市町	廃止予定施設	廃止予定年度
秩父市	荒川西岸浄水場	済(令和2年度)
	大田浄水場	済(令和7年度)
	影森浄水場	済(令和2年度)
	高篠浄水場	令和13年度以降
	大指浄水場	済(令和7年度)
横瀬町	姿見山浄水場	済(令和7年度)
	寺坂浄水場	済(令和7年度)
	山口浄水場	令和13年度以降

市町	廃止予定施設	廃止予定年度
小鹿野町	小鹿野浄水場	令和10年度
	三山浄水場	令和13年度以降
	浦島浄水場	令和10年度
皆野町	皆野浄水場	令和8年度
	三沢浄水場	令和8年度
	金沢浄水場	令和8年度

例1 可搬式浄水設備の導入



例2 運搬送水





1 1. 給水収益の見込み

- ◆ 総括原価方式で算出（資産維持率0.5%）
- ◆ 高料金対策補助金として構成市町から14.4億円を補填

平均51.0% ⇒ 平均36.1% の改定率

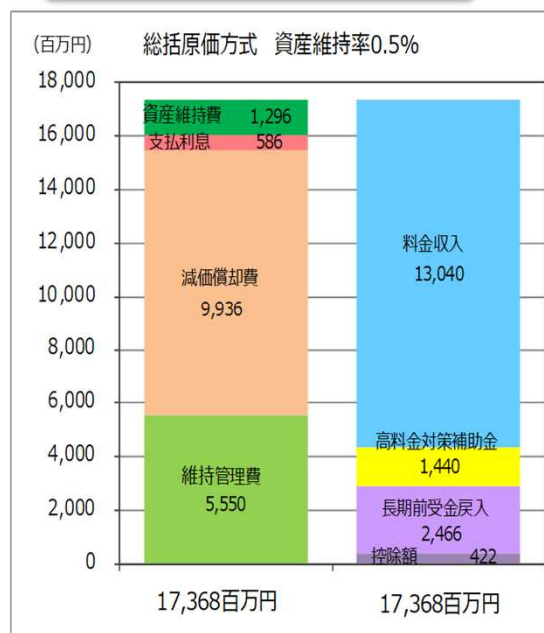
水道事業経営審議会 答申
平均改定率51.0%

激変緩和措置 構成市町からの補填
平均改定率36.1%



供給単価 = 14,480百万円 ÷ 51,339千m³ = 282.0円/m³

※維持管理費：人件費、修繕費、動力費、委託費等



供給単価 = 13,040百万円 ÷ 51,339千m³ = 254.0円/m³

※維持管理費：人件費、修繕費、動力費、委託費等

～算定条件～

【条件1】

料金算定期間内（令和8年度～令和12年度）の各年度において、当年度純利益（黒字）を維持すること。

【条件2】

料金算定期間において、内部留保資金を12億円以上確保すること。

【条件3】

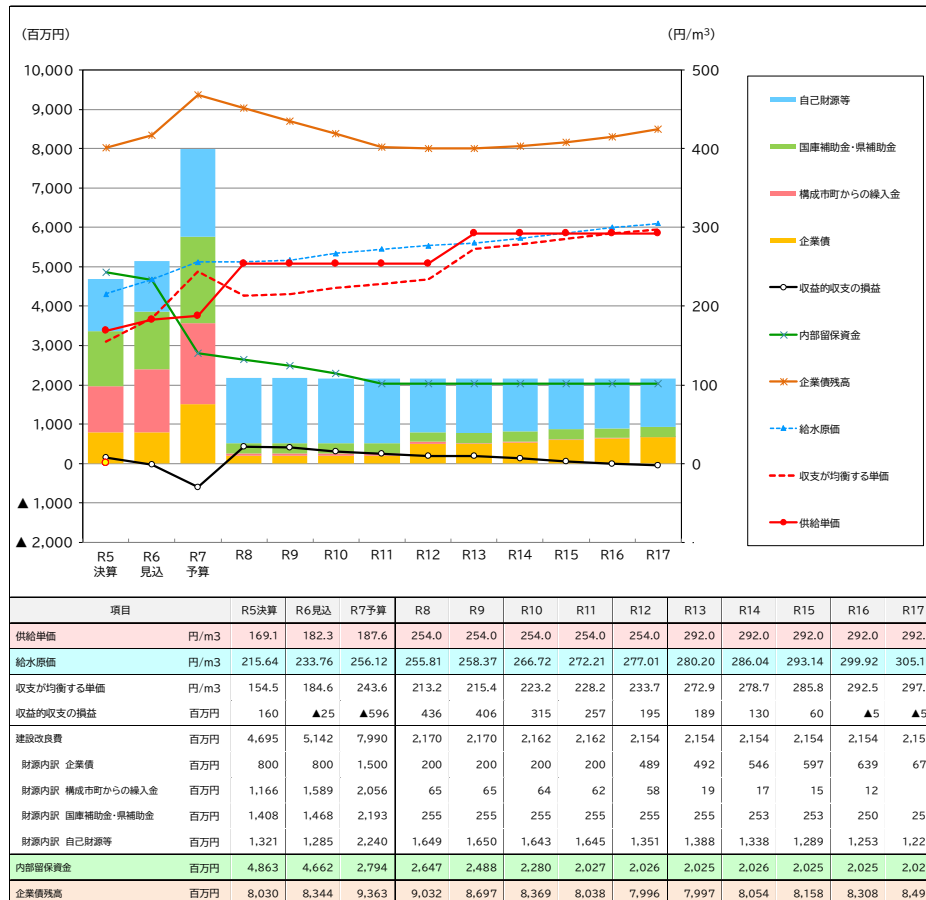
起債の年間発行額は過去最大発行額10億円を上限とし、起債残高最高額115億円を超えないこと。



12. 財政収支計画

◆ 令和8年度の料金改定により、令和12年度までは黒字を維持しつつ、12億円以上の内部留保資金を確保

◆ 令和13年度以降も経営健全を維持するためには料金見直しが必要



～算定条件～

【投資額】

- 事業費20億円／年（施設1億円、管路15億円、設備4億円）を計上

【費用】

- 令和元年度から令和5年度までの実績平均値をベースに設定
- 近年の物価上昇を踏まえ、委託料、修繕費、動力費及び薬品費については、物価上昇を考慮
- 人件費は事務所統合による3条職員の減少を考慮
委託料、修繕費、動力費及び薬品費は、浄水場の統廃合による費用の減少を考慮



13. 新料金表

- ◆ 基本料金の割合を35%
- ◆ 組合市町からの高料金対策補助金により、口径13mm、20mmの基本料金と、水量料金の第1区分（1m³～10m³）、第2区分（11～20m³）の単価を圧縮

1か月料金体系 (税抜き)	旧料金	新料金 R8.4～	
口 径	基本料金	基本料金	増加率
13mm	980 円	1,570 円	1.60
20mm	1,830 円	2,930 円	1.60
25mm	2,650 円	4,750 円	1.79
30mm	5,490 円	9,830 円	1.79
40mm	5,490 円	9,830 円	1.79
50mm	10,000 円	17,910 円	1.79
75mm	21,300 円	38,150 円	1.79
100mm	37,000 円	66,270 円	1.79
100mmを超えるもの	77,500 円	138,800 円	1.79
水 量 区 分	水量料金	水量料金	増加率
1m ³ ～10m ³	70 円	80 円	1.14
11m ³ ～20m ³	140 円	175 円	1.25
21m ³ ～50m ³	165 円	225 円	1.36
51m ³ ～100m ³	190 円	240 円	1.26
101m ³ 以上	210 円	265 円	1.26

14. おわりに



- ◆ 厳しい経営状況のもとでの事業運営となるため、整備計画の進捗管理と定期的な収支計画の見直しを行うとともに、継続して5年ごとの料金見直しによる水道料金の適正化が必要です。
- ◆ 策定後5年を目途にローリングを行い、現況に合わせた経営を進めるよう見直しを図っていくとともに、更新事業についても事業の評価等を毎年度行いながら進捗管理を徹底します。
- ◆ 「業務の共同化・標準化」「事務所の統廃合」「官民連携」などを進めることで更に改善できるかを調査研究し、ビジョンの改定時に随時盛り込んでいきます。